

各障害福祉サービス事業所 管理者 殿

茨城県福祉部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底等について（通知）

日頃より、本県の障害福祉行政の推進に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が急増する中、本県におきましても、令和5年1月8日に過去最多となる5,542名の新規陽性者を確認したほか、令和5年1月5日には、本県において季節性インフルエンザが流行期に入り、今冬は、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。

このため、各施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの感染拡大を抑えるため、これまでの感染拡大下での各種対応等を踏まえ、あらためて基本的な感染対策等を再徹底していただくとともに、貴施設従事者等への周知徹底をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策の再徹底

県作成の「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）令和3年5月25日改正」を踏まえ、「持ち込まない対策」、「拡げない対策」の取組みを徹底してください。（<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/documents/manualr30525.pdf>）

<基本的な感染対策>

- ▶ 手洗い、手指消毒、うがいの実施
- ▶ 換気の徹底（30分に1回以上、空気の入替えを行う）
- ▶ 3密を回避し、人との距離（2m以上）を確保
- ▶ 場面に応じた適切なマスク着脱

【屋内】原則、マスクを着用。ただし、人との距離（2m）が確保できる中で、会話をしない場合には、マスクは必要なし。

【屋外】原則、マスクは必要なし。ただし、人との距離（2m）が確保できない中で会話をしている場合には、マスクを正しく着用する。

※貴施設内での基本的な感染対策を掲示や声掛けで周知いただくようお願いいたします。

2 業務継続の点検について

- 施設利用者・従事者の感染やクラスターの発生などにより、施設運営への影響が懸念されることから、業務継続計画の作成及び再点検をお願いいたします。

3 希望する方への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について

高齢者や一定の基礎疾患を持つ方は重症化しやすいことが明らかとなっておりますので、重症化等予防のため、接種を希望する対象者がワクチン接種を受けられるよう、各市町村や医療機関等と連携し、迅速な接種体制を構築いただきますようお願いいたします。

4 その他

- 施設利用者・従事者で陽性が判明した場合は、県及び市町村の施設担当課へ連絡をいただくよう、ご協力をお願いいたします。
- エッセンシャルワーカーの方等におかれましては、県で実施している PCR 検査の受検場所が変更となりますので、別添検査案内をご確認ください。

< 担 当 >

茨城県庁福祉部障害福祉課

自立支援グループ

TEL:029-301-3363(直)